

1 被災者の住宅再建までの流れ

第1段階（1次） 火災発生～避難所閉鎖まで

(佐賀関市民センターでの避難生活)

- 一時的に避難所やご親族等に身を寄せていただく期間

第2段階（2次） 民間企業の寮などでの仮住まい

- 民間企業の寮などで生活していただく期間

第3段階（3次） 入居から2年間

(公営住宅や民間アパートでの仮住まい)

- 公営住宅などの仮住まいで生活していただく期間
- 住宅の再建（生活の再建）へ向けた協議（復興計画の策定）

第4段階 住宅の再建（生活の再建）

2 これまでの経緯

年月日	項目
12月 2日(火)	第2回住民説明会 [2次避難所への移動、公営・民間アパートでの仮住まいの案内]
3日(水)	民間アパート希望者への受付窓口開設 → 民間アパートへは手続き後に順次入居
5日(金)	公営住宅への仮住まい説明会 午後から受付開始
11日(木)	公営住宅への家電などの設置を完了
12日(金)	(1次)公営住宅入居者へのカギの引渡し、入居開始
15(月)、16日(火)	公営住宅の2次受付
19日(金)	(2次)公営住宅入居者へのカギの引渡し、入居開始

3 従前からある地域の課題

- ① 高齢化率が高く、地域の助け合いが重要であるため、地域コミュニティの維持が不可欠。
- ② 住宅が密集しており、道路が狭く、防災上に問題。
- ③ 津波浸水区域（最大で浸水深さ10m未満の部分がある）。
- ④ 土砂災害特別警戒区域が一部含まれている。
- ⑤ 南海トラフ地震などの津波災害時の高所への避難ルートと避難道路が必要。

※ 災害対策工事などによる、ハザード区域の更新状況も注視する必要がある。



4 生活再建に向けた支援

1. 復興市営住宅建設について

- ・ 第3段階での仮住まいをして頂いている間に、まずは、自身での住宅の建築、周辺地区にある住宅の購入や共同での再建など、生活再建を目指していただきますが、そういった自立再建が難しい方々のための復興市営住宅の建設を目指します。

2. 復興計画の策定について

- ・ 復興の参考となる糸魚川市の火災を踏まえ、策定期間は約8ヶ月程度を目指します。
- ・ 被災地区代表者、有識者（防災、復興など）、漁協関係者、福祉関係者などで協議をおこない、被災経験のある市町・国・県からアドバイスを受けながら進めます。

3. コミュニティの維持について

- ・ 早期に復興市営住宅を建設することで、コミュニティの維持につなげます。
- ・ 生活再建まで、皆さんの連絡先を把握し毎月、被災者の皆様が集まり顔を合わせる機会をつくります。そこで地域の復興について話すことなどを考えています。

5 復興計画の策定

1. (迅速性) 速やかな復興を可能とする計画であること

- ① 一刻も早い生活再建が重要であり、早期に復興の大きな方向性を示します。
- ② 緊急性、必要性が高いものから優先して進めます。

2. (確実性) 実現可能な計画

- ① 生活再建までの期間、様々な取組について実現性の高い計画とします。
- ② 生活再建を含む様々な取組について進捗の管理を行ってまいります。

被災した家屋等の解体及び撤去等 の手続きについて

佐賀関大規模火災により損壊した被災家屋等について、建物所有者の申請により、市が解体、撤去（公費解体）を行います。

1. 対象

罹災証明書等で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された家屋（個人または中小企業者が所有するもの）

2. 費用負担

①市による処理

市が建物所有者の同意を得て、所有者に代わって、がれきの処理を実施する。市による処理については、個人の費用負担はありません。

②所有者による処理

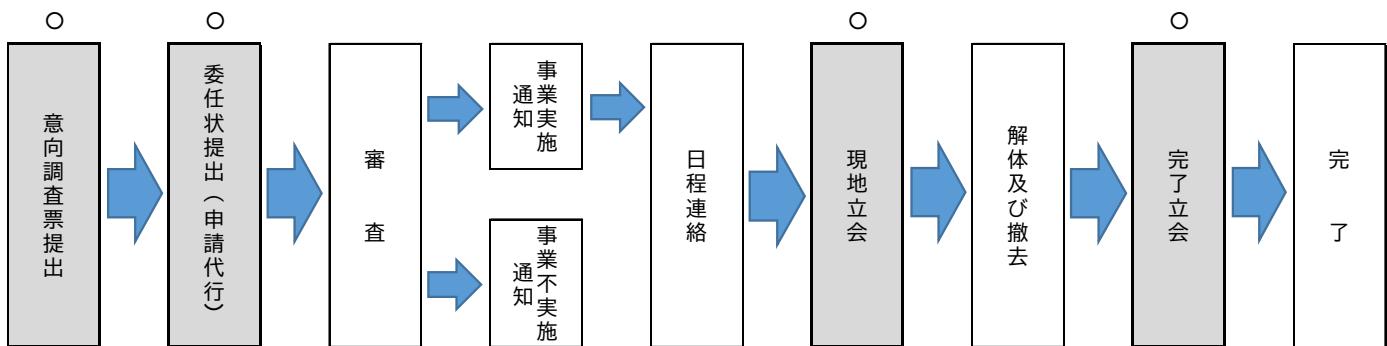
家屋の所有者が、自ら解体業者等に依頼して解体等を行った場合の償還額については、市長が別に定める基準額と償還対象経費の額を比較して、いずれか少ない方の額となります。したがって全額償還できるとは限りません。

3. 対象外になる場合

- ① 「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」半壊の家屋について、市が行う住宅の応急修理の制度を活用したもの
- ② 対象家屋等のうち、自費で家屋の解体・撤去を行った場合に、被災家屋の一部のみの解体（リフォーム含む）を行ったもの

4. 公費解体の流れ

がれきの処理には申請手続きが必要です。市から大分県行政書士会に申請代行を委託していますので、委任状の提出により申請にかかる書類作成の負担はほぼありません。（本日説明会後、がれきの処理にかかる意向調査票の提出をお願いします。）



5. 留意事項

- ・解体・撤去業務開始後に申請の取消しはできません。
- ・必要なもの（思い出の品等）の回収は、令和8年1月12日（月）までにお願

いします。

- ・必要なもの(思い出の品等)の上に、がれき等があり事前に回収できなかつた場合は、現地立会時に申し出てください。
- ・残されたものはすべて、不要なものとして処分いたします。
- ・公費解体を行う家屋等については、浄化槽、便槽等も一体的に撤去します。
- ・解体・撤去後の土地について、他の家屋等の解体・撤去に必要な範囲で解体等の作業や重機、トラック、がれき等を一時的に置かせていただくため使用することがあります。
- ・申請に際して、申請者本人以外に権利者がいる場合は、解体・撤去に伴う車両の立入等について、申請者本人が同意をとってください。
- ・市が早急に解体・撤去の必要があると判断した場合は、同意書の提出をもって、がれきの処理を実施させていただく場合があります。
- ・隣接地への立入等が必要な場合があるため、予め隣接地権者等の同意を得てください。
- ・電気・ガス・水道・電話・インターネット等事業者等への手続きについては、申請者本人による手続きをお願いします。
- ・申請した順で解体・撤去を行えるものではありません。予めご了承ください。

6. 申請に必要なもの

No.	提出書類	備考
1	事業申請書	様式第1号
2	被災家屋等の解体等に係る誓約書兼同意書	様式第8号
3	罹災証明書若しくは被災証明書又はこれに準ずる書類	写しも可とする。
4	本人確認ができる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
5	被災家屋等の登記事項証明書	登記されていない場合は固定資産評価証明書、その他被災家屋等(工作物を除く。)の所有者であることを証する書類
6	被災家屋等の配置図	様式第9号
7	委任状	様式第10号 代理人が申請する場合に限る。
8	共有者全員の被災家屋等の解体等に係る同意書(共有者・相続人)	様式第11号 被災家屋等が共有である場合(被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。)
9	賃借人全員の被災家屋等の解体等に係る同意書(関係権利者)	様式第12号 賃貸住宅に限る。
10	被災家屋等を差し押された債権者全員又は被災家屋等の担保物権の権利者(本市を除く。)の被災家屋等の解体等に係る同意書(関係権利者)	様式第12号 被災家屋等が差し押さえられている場合又は被災家屋等に担保物権が存在する場合に限る。
11	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体等に係る同意書(共有者・相続人)、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書(公正証書遺言を提出する場合を除く。)及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第11号 被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。
12	遺産分割調停調書又は遺産分割審判書及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
13	共有者、賃借人、権利者又は相続人(以下「共有者等」という。)全員の同意を得ることが困難な理由及び紛争発生時に自己の責任において解決することを記した書類	共有者等全員の同意を得ることが困難な場合であって、No.8からNo.11までの書類のいずれかの提出が困難なときに限る。
14	その他市長が必要と認める書類	

7. 申請方法

申請のながれ（行政書士による代理申請）

- ① 「がれきの処理にかかる意向調査票」の提出をお願いします。
- ② 後日、担当から電話連絡をいたします。
- ③ 佐賀関市民センター内の市民サポートセンターにて、行政書士から代理申請の説明を受けた後、委任状を提出していただきます。
- ④ 大分県行政書士会が必要書類の調達、申請まで代行します。

申請期限

令和8年2月末までに市民サポートセンターで手続きをお願いします。

※ご自身で申請される事も可能ですが、令和8年2月末までに申請をお願いします。【郵送の場合は、令和8年2月27日（金）必着でお願いします。（廃棄物対策課宛て）】

申請場所	受付期間
佐賀関市民センター内の 市民サポートセンター	未定（閉鎖まで）
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所4階 廃棄物対策課	平日9時～17時

※がれきの撤去作業に伴う埃・振動等への配慮について

作業中に発生する埃、騒音、振動等により、周辺の皆様の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、以下の点について十分配慮をしながら作業をすすめてまいります。

1. 作業時には、散水等により埃の飛散防止に努めるとともに、必要に応じて養生を行います。
2. 重機の使用については、作業方法や稼働時間に配慮して行います。
3. 作業車両の通行については、秋ノ江を経由して行います。
4. 作業従事者に対して、周辺住民の皆様への配慮を徹底するよう指導し、安全管理の徹底を図ります。

以上